

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の
 利用に関する法律等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（第一条関係）	1
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二条関係）	20
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第三条関係）	75
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第四条関係）	102
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五条関係）	152
○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（抄）（第六条関係）	171
○母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）（抄）（第七条関係）	172
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（抄）（第八条関係）	173
○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）（附則第十一条関係）	175
○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十二条関係）	176
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（附則第十三条関係）	178
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十四条関係）	180
○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（附則第十五条関係）	182
○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）（附則第十六条関係）	183
○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）（附則第十七条関係）	185
○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）（抄）（附則第十八条関係）	187
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）（附則第十九条関係）	188
○古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（抄）（附則第二十条関係）	190
○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十一条関係）	192
○相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	193

○ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）（抄）（附則第二十一条関係）	195
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	197
○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）（附則第二十一条関係）	199
○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）（附則第二十一条関係）	201
○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）（抄）（附則第二十一条関係）	202
○ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）（抄）（附則第二十二条関係）	203
○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（附則第二十三条関係）	204
○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（抄）（附則第二十四条関係）	205
○ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）（附則第二十五条関係）	206
○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（抄）（附則第二十六条関係）	207
○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）（抄）（附則第二十八条関係）	208
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第二十九条関係）	210
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第三十条関係）	211
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）（附則第三十三条関係）	224
○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）（附則第三十四条関係）	226
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（附則第三十五条関係）	229
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）（附則第三十六条関係）	233
○ 物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）（抄）（附則第三十七条関係）	235
○ 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）（附則第三十八条関係）	237
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第三十九条関係）	239
○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）（抄）（附則第四十条関係）	243
○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）（附則第四十一条関係）	244
○ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）（抄）（附則第四十二条関係）	245

○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百二十二号）（抄）（附則第四十三條關係）	247
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（附則第四十四條關係）	248
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四十五條關係）	251
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）（附則第四十六條關係）	253
○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）（附則第四十七條關係）	254
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）（附則第四十八條關係）	255
○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）（附則第四十九條關係）	258
○消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）（附則第五十條關係）	259
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）（附則第五十一條關係）	260
○政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）（附則第五十二條關係）	262
○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）（附則第五十三條關係）	264
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（抄）（附則第五十四條關係）	266
○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）（抄）（附則第五十五條關係）	267
○後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（抄）（附則第五十六條關係）	268
○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（附則第五十七條關係）	269
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）（抄）（附則第五十八條關係）	271
○不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）（附則第五十九條關係）	272
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（抄）（附則第六十條關係）	273
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）（附則第六十一條關係）	274
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六十二條關係）	276
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第六十三條關係）	277
○カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）（抄）（附則第六十四條關係）	279
○住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）（抄）（附則第六十五條關係）	280

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）（抄）	（附則第六十六条関係）	281
○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）（抄）	（附則第六十七条関係）	282
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（抄）	（附則第六十八条関係）	283
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）	（附則第六十九条関係）	285
○地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）	（附則第七十条関係）	289
○地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）（抄）	（附則第七十一条関係）	290
○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百三号）（抄）	（附則第七十二条関係）	291
○地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）（抄）	（附則第七十三条関係）	292
○地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）（抄）	（附則第七十五条関係）	293
○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）	（附則第七十七条関係）	294
○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）	（附則第七十九条関係）	296
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）	（附則第八十条関係）	297
○道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）（抄）	（附則第八十一条関係）	298

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 情報通信技術を活用した行政の推進</p> <p>第一節 情報システム整備計画等（第四条・第五条）</p> <p>第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条―第十条）</p> <p>第三節 添付書面等の省略（第十一条）</p> <p>第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）</p> <p>第三章 民間手続における情報通信技術の活用に関する施策（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十</p>	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し</p>

二年法律第四百四十四号)第十三条及び官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ(官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。)へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会(高度情報通

、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(新設)

信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。)の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等(これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。)について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ〜ハ (略)

ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)

第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。)

ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十

八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。へにおいて同じ。)

へ〜チ (略)

三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 前号イ及びロに掲げるもの

ロ 前号ニ及びへからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に

係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のため
に当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものと

して政令で定めるもの

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの

(行政機関等を除く。)をいう。

五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他

文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記
載された紙その他の有体物をいう。

六・七 (略)

八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対し
て行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事

一 (略)

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ〜ハ (略)

ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)

第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十

八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)

へ〜チ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他

文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載され
た紙その他の有体物をいう。

四・五 (略)

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対し
て行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事

件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

十（略）

十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

八（略）

九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十二 (略)

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等

(情報システム整備計画)

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム(次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。)の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画(以下「情報システム整備計画」という。)を作成しなければならない。

2| 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

1| 計画期間

2| 情報システムの整備に関する基本的な方針

3| 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

四| 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ| 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類

ロ| イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五| 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ| データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）

ロ| 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六| 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七| その他情報システムの整備に関する事項

3| 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4| 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

5| 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

（国の行政機関等による情報システムの整備等）

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従つて情報システムを整備しなければならない。

（新設）

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出

(新設)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）

力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令

と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（新設）

で定めるものをもってすることができ。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

（新設）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(新設)

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除

については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

く。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととして規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととして規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつ

(新設)

(新設)

(新設)

て当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

2| 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(削除)

(新設)

(新設)

(適用除外)

第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用し

(削除)

(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができないようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 民間手続における情報通信技術の活用に関する施策

ない。

(国の手続等に係る情報システムの整備等)

第八条 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第九条 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(民間事業者と行政機関等との連携等)

第十四条 手続等密接関連業務(手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続(契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。))が必要となる業務をいう。)を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織(民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

(新設)

2| 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等)

第十五条 国は、民間手続における情報通信技術の活用を促すため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

2| 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障

がないと認めるときは、民間手続（当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第十六条 国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国の行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第十七条 国の行政機関等以外の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表

（新設）

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第十条 行政機関等（第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長（次条において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第十一条 地方公共団体等は、当該地方公共団体等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

するものとする。

(主務省令)

第十八条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(削除)

(主務省令)

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(新設)

別表（第七条関係）

(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 住民基本台帳（<u>第五条</u>—<u>第十五条</u>の四）</p> <p>第三章 戸籍の附票（<u>第十六条</u>—<u>第二十一条</u>の三）</p> <p>第四章 届出（<u>第二十一条</u>の四—<u>第三十条</u>）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第一節—<u>第三節</u>（略）</p> <p>第四節 本人確認情報の保護（<u>第三十条</u>の二十四—<u>第三十条</u>の四十）</p> <p>第四章の三 <u>附票本人確認情報の処理及び利用等</u>（<u>第三十条</u>の四十一—<u>第三十条</u>の四十四の十二）</p> <p>第四章の四 外国人住民に関する特例（<u>第三十条</u>の四十五—<u>第三十条</u>の五十一）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（国及び都道府県の責務）</p> <p>第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 住民基本台帳（<u>第五条</u>—<u>第十五条</u>）</p> <p>第三章 戸籍の附票（<u>第十六条</u>—<u>第二十条</u>）</p> <p>第四章 届出（<u>第二十一条</u>—<u>第三十条</u>）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第一節—<u>第三節</u>（略）</p> <p>第四節 本人確認情報の保護（<u>第三十条</u>の二十四—<u>第三十条</u>の四十四）</p> <p>第四章の三 <u>外国人住民に関する特例</u>（<u>第三十条</u>の四十五—<u>第三十条</u>の五十一）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（国及び都道府県の責務）</p> <p>第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主</p>

の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条（略）

2（略）

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。

（住民票の記載等）

の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条（略）

2（略）

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条 （略）

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知は、総務省令（前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（住民票の改製）

第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条 （略）

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（新設）

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者(当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次条第一項において同じ。)は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2・3 (略)

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

6・7 (略)

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条の二 (略)

2・3 (略)

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2・3 (略)

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

6・7 (略)

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

5 (略)

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

5・6 (略)

(住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報)

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。第二十条の三において同じ。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 (略)

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5・6 (略)

(住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報)

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(選挙人名簿との関係)

第十五条 (略)

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該住民票の記載等で選挙人名簿の登録に係る事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 (略)

(除票簿)

第十五条の二 市町村長は、住民票(世帯を単位とする住民票にあつては、その全部)を削除したとき、又は住民票を改製したときは、その削除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」と総称する。)を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。

2 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)

第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を削除した事由(転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。))の場合にあつては、転出により削除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(第二十四条の規定による届出に基づき住民票を削除した場合にあつては、転出の予定年月日)

(選挙人名簿との関係)

第十五条 (略)

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等で選挙人名簿の登録に係る事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 (略)

(新設)

(新設)

又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

2| 第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記載をする。

（除票の写し等の交付）

第十五条の四 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者に係る除票の写し（第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）又は除票に記載をした事項に関する証明書（次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2| 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

3| 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。）のみが表示さ

（新設）

れたもの又は除票記載事項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

のとする。

第十二条第二項第三号	氏名	氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条第五項	第一項	第十五条の四第一項
第十二条第七項	同項	第十五条の四第一項
第十二条の二第二項第三号	住所	住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の二第四項	第一項	第十五条の四第二項
第十二条の二第五項	同項	第十五条の四第二項
第十二条の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の三第四項第四号	第一項	第十五条の四第三項
第十二条の三第七項	、基礎証明事項	、除票基礎証明事項（第十五条の四第三項に規定する除票基礎証明事項をいう。以下この項において同じ。）

項及び第九項	第十二条の三第八	第一項に	第十五条の四第三項に
	基礎証明事項以外 表示された	又は基礎証明事項 四第一項に規定する	除票基礎証明事項以外 表示された第十五条の 四第一項に規定する

第三章 戸籍の附票

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

一・二 (略)

三 住所(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という。)にあつては、国外転出者である旨)

四 住所を定めた年月日(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日)

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国

第三章 戸籍の附票

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

一・二 (略)

三 住所

四 住所を定めた年月日

(新設)

(新設)

(新設)

外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。）

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)は、職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による通知は、総務省令(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(戸籍の附票の改製)

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

(戸籍の附票の写しの交付)

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正は、職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(新設)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（当該戸籍の附票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。）を含む。次項において同じ。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一〇三（略）

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十六条において同じ。）を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一〇三（略）

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、か

申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

5| 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	第一項	第十二条第一項
	住民票の写し	戸籍の附票の写し
第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
	同項	第二十條第一項
第十二条第七項	同項	第二十條第一項
	第一項	第二十條第二項
第十二条の二第四項	住民票の写し	戸籍の附票の写し
	第七号第四号、第五号、第九号から第十二号	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の

つ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

5| 第十二条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項、第三項及び第五項の規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第六項まで及び第九項の規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、第十二条第七項及び第十二条の二第五項中「同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあり、並びに第十二条の三第四項第四号及び第九項中「第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十條第一項に規定する戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

	<p>まで及び第十四号に掲げらる</p>	<p>二第一項の規定により記載された</p>
<p>第十二条の二第五項</p>	<p>同項</p>	<p>第二十条第二項</p>
<p>第十二条の三第四項 第十四号</p>	<p>第一項</p>	<p>第二十条第三項</p>
<p>第十二条の三第七項</p>	<p>基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書</p>	<p>第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し</p>
<p>第十二条の三第八項及び第九項</p>	<p>第一項に</p>	<p>第二十条第三項に</p>

(戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報)

第二十条の二 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(新設)

(戸籍の附票の脱漏等に関する委員会の通報)

第二十条の三 市町村の委員会は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(新設)

(戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置)

第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(新設)

2 | 戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

2 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の記載事項)

第二十一条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票に係る戸籍の附票に記載をしていた事項のほか、当該戸籍の附票を消除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十一条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し(第二十一条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交

(新設)

(新設)

(新設)

付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

5) 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第三号	氏名	氏名その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条第五項	第一項 住民票の写し	第二十一条の三第一項 戸籍の附票の除票の写し
	第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
第十二条第七項	同項	第二十一条の三第二項
第十二条第七項	同項	第二十一条の三第一項
第十二条の二第二	住所	住所その他の当該請求

項 第十二条の二第四	項 第十二条の二第四	項 第十二条の二第四	項 第十二条の二第五	項 第十二条の三第四	項 第十二条の三第四	項 第十二条の三第七	項 第十三号
第一項	第一項	住所	同項	同項	同項	第七号第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	住民票の写し
第二十一条の三第二項	第二十一条の三第二項	第二十一条の三第二項	第二十一条の三第二項	第二十一条の三第二項	住所その他の当該申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項	第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条	に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項

第十二条の三第八項及び第九項	第一項に 事項証明書 を記載した住民票記載 項の全部若しくは一部	第二十一条の三第三項 に
	項を除く。以下この項 において同じ。）の全 部若しくは一部が表示 された住民票の写し又 は基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の事 項の全部若しくは一部 を記載した住民票記載 事項証明書	の二第一項の規定によ り記載された事項の全 部又は一部が表示され た第二十一条の三第一 項に規定する戸籍の附 票の除票の写し

第四章 届出

(住民としての地位の変更に関する届出の原則)

第二十一条の四 住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第四章の四に定める届出によつて行うものとする。

(転出届)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

第四章 届出

(住民としての地位の変更に関する届出の原則)

第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章及び第四章の三に定める届出によつて行うものとする。

(転出届)

第二十四条 転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。)
をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を
市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行う場合)

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出をすることができる。

2 世帯員がこの章又は第四章の四の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(届出の方式等)

第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の四の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 (略)

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(世帯主が届出を行う場合)

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の三の規定による届出をすることができる。

2 世帯員がこの章又は第四章の三の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(届出の方式等)

第二十七条 この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の三の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 (略)

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第二節 本人確認情報の通知及び保存等

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第三十条の六 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 (略)

2・3 (略)

4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人

第三十条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第二節 本人確認情報の通知及び保存等

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第三十条の六 (略)

2・3 (略)

(新設)

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 (略)

2・3 (略)

(新設)

確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の八 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該同表の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(総務省への住民票コードの提供)

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の八 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(総務省への住民票コードの提供)

第三十条の九の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。

2 機構は、前項又は第三十条の四十四の二の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

3 (略)

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 (略)

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条

第三十条の九の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。

2 機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

3 (略)

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 (略)

(新設)

第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。

四 (略)

2 前項(第四号に係る部分に限る。)の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 (略)

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。

三 (略)

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 (略)

(新設)

四 (略)

2 前項(第四号に係る部分に限る。)の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 (略)

2 (略)

3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができる。

4・5 (略)

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十七 機構は、この章及び第三十七条第二項の規定により機構が処理することとされている事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

三 (略)

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十七 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

第三十条の二十五 (略)

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(苦情処理)

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定(第三章及び次章を除く。)により都道府県が処理する事務又は本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 (略)

2 (略)

3 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 (略)

(都道府県の審議会の設置)

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

第三十条の二十五 (略)

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項若しくは第四項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(苦情処理)

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は機構が行う本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 (略)

2 (略)

3 機構は、本人確認情報処理事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 (略)

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の四十 (略)

2 都道府県の審議会は、この法律の規定(次章を除く。)によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 (略)

(削除)

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項)並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用

第三十条の四十 (略)

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 (略)

第三十条の四十一から第三十条の四十四まで 削除

(新設)

(新設)

に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等）

- 第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機構に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 4 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構

（新設）

保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

(新設)

(国の機関等への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

(新設)

(総務省への住民票コードの提供)

第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(新設)

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報

の提供)

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には

、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の

（新設）

提供)

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十第二項の規定による事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 | 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）

（新設）

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には

、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2| 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（新設）

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。
 - 二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。
 - 三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。
 - 四 統計資料（国外転出者に係るものに限る。）の作成を行うとき。
- 2| 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。
- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。
 - 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

(新設)

3| 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務（これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合に限る。）に利用することができる。

4| 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。

5| 機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。

6| 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合には限る。）に利用することができる。

7| 機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものを利用することができる。

8| 機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の第二項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものを利用することができる。

(報告書の公表)

第三十条の四十四の七 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四及び第三十条の四十四の二の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(新設)

(本人確認情報処理事務に関する規定の準用)

第三十条の四十四の八 第三十条の十七から第三十条の二十までの規定は、この章の規定により機構が処理することとされている事務について準用する。

(新設)

(都道府県知事に対する技術的な助言等)

第三十条の四十四の九 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理に關し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

(新設)

(市町村間の連絡調整等)

第三十条の四十四の十 都道府県知事は、第三十条の四十一第二項の規定による電気通信回線を通じた附票本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

(新設)

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、

戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3| 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

(附票本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(附票本人確認情報の保護)

第三十条の四十四の十二 前章第四節(第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。)の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の二十四 第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一 項
第三十条の二十四	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一

(新設)

(新設)

第二項	第三十条の二十四	第三項	第三十条の二十五	第一項	第三十条の二十六	第一項及び第二項
第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項	第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項	第三十条の七第一項	第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十条第二項	第三十条の六第一項	第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十条第二項	第三十条の六第一項
項	第三十条の四十一第一項又は第三十条の四十二第一項	第三十条の四十一第一項	第三十条の四十四の六第一項から第三項まで	都道府県知事保存本人確認情報	第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第四項から第八項まで	第三十条の四十一第一項
				都道府県知事保存附票本人確認情報		

第三十条の二十六 第三項	本人確認情報処理事務	次章の規定により機構 が処理することとされ ている事務
第三十条の二十六 第四項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一 項
第三十条の二十七 第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一 項
第三十条の二十七 第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一 項
第三十条の二十八 第一項	第三十条の九、第三十 条の十から第三十条の 十四まで若しくは第三 十条の十五第二項	第三十条の四十四、第 三十条の四十四の三か ら第三十条の四十四の 五まで若しくは第三十 条の四十四の六第二項 若しくは第四項
第三十条の二十九 (見出しを含む。)	第三十条の九の二 本人確認情報等の利用	第三十条の四十四の二 附票本人確認情報等の 利用
第三十条の三十第 一項	本人確認情報等(本人 確認情報 第三十条の十から第三 十条の十四まで又は第 三十条の十五第二項	附票本人確認情報等(附 票本人確認情報 第三十条の四十四の三 から第三十条の四十四 の五まで又は第三十条

第三十条の三十第 二項	第三十条の九又は第三 十条の九の二	の四十四の六第二項若 しくは第四項
第三十条の三十第 三項	本人確認情報等に 又は本人確認情報等	附票本人確認情報等に 又は附票本人確認情報 等
第三十条の三十二 第一項	第三十条の六第三項又 は第三十条の七第三項	第三十条の四十一第三 項又は第三十条の四十 二第三項
第三十条の三十六	この法律の規定(第三 章及び次章を除く。 本人確認情報処理事務	第三章及び次章の規定 同章の規定により機構 が処理することとされ ている事務
第三十条の四十第 一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一 項
第三十条の四十第 二項	この法律の規定(次章 を除く。)	次章の規定 第三十条の四十一第一 項

第四章の四 外国人住民に関する特例

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第五項(第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十二条の二第四項(第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十五条の四第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第八号、第十号から第	第四号まで、第七号、		

第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十二条の二第四項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十五条の四第三項	十四号	及び第六号から第八号までに掲げる事項	
第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日	十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄		

第五章 雑則

(行政手続法の適用除外)

第三十二条 (略)

(削除)

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第五章 雑則

(行政手続法の適用除外)

第三十一条の二 (略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条 この法律の規定による住民票及び戸籍の附票の作成については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条の規定は、適用しない。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(資料の提供)

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 (略)

第六章 罰則

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十(これらの規定を第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(資料の提供)

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 (略)

第六章 罰則

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は

第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したもの

イ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

ロ 市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者

ハ 第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者

ニ 都道府県知事の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ホ 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ヘ 機構の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子

計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者

升 受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、第十五条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付を受けた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、又は第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受けた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八(第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項(第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条第一号、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十二第二項(第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四

機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十二第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係)

十四の十二関係

<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>一～三十 (略)</p>	<p>三十一 法務省</p>	<p>三十二～四十四の三 (略)</p>
<p>事務</p>	<p>(略)</p>	<p>不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記又は同法第三百三十一条第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>

<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>一～三十 (略)</p>	<p>三十一 法務省</p>	<p>三十二～四十四の三 (略)</p>
<p>事務</p>	<p>(略)</p>	<p>不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>

略	四十四の四 国税庁	四十五～五十七の二 (略)	五十七の三 社会保険診療報酬支払基金	五十七の四 厚生労働省
	酒税法（昭和二十八年法律第六号）による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	<p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）による同法第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	新型インフルエンザ等対策特別措置法（

略	(新設)	四十五～五十七の二 (略)	五十七の三 社会保険診療報酬支払基金	(新設)
	(新設)	(略)	<p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）による同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	(新設)

			平成二十四年法律第三十一号)による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五 (略)	(略)		
五十八〜百二十三 (略)	(略)		

別表第二(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)

提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関			
一 市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	事 務	
一の二 市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二		

五十七の四 (略)	(略)		
五十八〜百二十三 (略)	(略)		

別表第二(第三十条の十関係)

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関			
(新設)	(新設)	事 務	
一 市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二		

	<p>百二十三号) による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	一の三の八 (略)	(略)	二の三の二 (略)	(略)	<p>四 市町村長</p>	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による同法第五条第一項若しくは第六条第一項(新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	四の二の五の九 (略)	(略)
--	---	-----------	-----	-----------	-----	---------------	---	-------------	-----

	<p>百二十三号) による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	一の二の七 (略)	(略)	二の三の二 (略)	(略)	<p>四 市町村長</p>	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による同法第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	四の二の五の九 (略)	(略)
--	--	-----------	-----	-----------	-----	---------------	--	-------------	-----

<p>提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p>	<p>事務</p>	<p>五の十一～十一 (略)</p>	<p>母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五の十 市町村長</p>
---	-----------	--------------------	---	-----------------

別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係）

<p>提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p>	<p>事務</p>	<p>五の十一～十一 (略)</p>	<p>母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五の十 市町村長</p>
---	-----------	--------------------	---	-----------------

別表第三（第三十条の十一関係）

一 都道府県知事	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 一の五 (略)	(略)
二 二十九 (略)	(略)

別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係)

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一 市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 市町村長	災害対策基本法による同法第八十六条の

(新設)	(新設)
一の二 一の四 (略)	(略)
二 二十九 (略)	(略)

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(新設)	(新設)
一 市町村長	災害対策基本法による同法第八十六条の

一の三の九 (略)	(略)	二・二の二 (略)	(略)	三 市町村長	<p>予防接種法による同法第五条第一項若しくは第六条第一項(新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第三項の予防接種の実施、<u>予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</u></p>	四の十 市町村長	<p>母子保健法による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しく</p>
-----------	-----	-----------	-----	--------	---	----------	---

一の二の八 (略)	(略)	二・二の二 (略)	(略)	三 市町村長	<p>予防接種法による同法第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施、<u>同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</u></p>	四の十 市町村長	<p>母子保健法による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しく</p>
-----------	-----	-----------	-----	--------	--	----------	---

<p>四の十一～十(略)</p>	<p>は第十九条第一項の訪問指導、同法第十二條若しくは第十三條の健康診査、同法第十五條若しくは第十八條の届出、同法第十六條第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十條第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一條の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第五(第三十條の十五、第三十條の四十四の六關係) 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八條第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの 一の二～一の五(略) 二～三十四(略)</p> <p>別表第六(第三十條の十五、第三十條の四十四の六關係) (略)</p>	<p>は第十九条第一項の訪問指導、同法第十二條若しくは第十三條の健康診査、同法第十五條若しくは第十八條の届出、同法第十六條第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十條第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一條の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四の十一～十(略)</p>	<p>は第十九条第一項の訪問指導、同法第十二條若しくは第十三條の健康診査、同法第十五條若しくは第十八條の届出、同法第十六條第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十條第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一條の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第五(第三十條の十五關係) (新設) 一～一の四(略) 二～三十四(略)</p> <p>別表第六(第三十條の十五關係) (略)</p>	

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第一款・第二款（略）</p> <p> 第二節（略）</p> <p> 第一款（略）</p> <p> 第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条の三）</p> <p> 第三節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p> 第二章 認証業務</p> <p> 第一節 署名認証業務</p> <p> 第一款 署名用電子証明書</p> <p style="text-align: left;">（署名用電子証明書の発行）</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第一款・第二款（略）</p> <p> 第二節（略）</p> <p> 第一款（略）</p> <p> 第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条）</p> <p> 第三節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p> 第二章 認証業務</p> <p> 第一節 署名認証業務</p> <p> 第一款 署名用電子証明書</p> <p style="text-align: left;">（署名用電子証明書の発行）</p>

第三条 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二條第四項及び第三十八條の二第一項において同じ。)その他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するものとする。

5 8 (略)

第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。)は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長(以下「附票管理

第三条 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二條第四項において同じ。)その他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するものとする。

5 8 (略)

(新設)

市町村長」という。)を經由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2| 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。

この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。)」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

(署名用電子証明書の記録事項)

第七条 署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第一号から第六号までに掲げる事項)

四 (略)

2| 国外転出届(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届を

(署名用電子証明書の記録事項)

第七条 署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)

四 (略)

(新設)

いう。以下同じ。)をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

(署名用電子証明書発行記録の記録)

第八条 機構は、署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該署名用電子証明書(当該署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第九条 (略)

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請(国

(署名用電子証明書発行記録の記録)

第八条 機構は、署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該署名用電子証明書(当該署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第九条 (略)

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請につ

外転出者である署名利用者による申請を除く。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3| 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である署名利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4| 署名利用者は、第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することに

いて準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(新設)

3| 署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができ、この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名利

より第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

(削除)

(署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長)を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出(国外転出者である署名利用者による届出を除く。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあ

用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

4 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条の規定は、適用しない。

(署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあ

るの「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3) 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

（署名利用者異動等失効情報の記録）

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。）によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該署名利用者に発行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定

「とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

（新設）

（署名利用者異動等失効情報の記録）

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。）によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該署名利用者に発行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務

により記録する年月日（以下「署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。

二 当該署名利用者に係る住民票の消除（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつたこと。

三 当該署名利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「署名用電子証明書記録誤り等」とい

省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。

二 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

（新設）

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知つたときは、直ちに、当該署名用電子証明書記録誤り等が

う。)があることを知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書記録
誤り等があった署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書記録
誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月
日(以下「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総
務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記
録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の
提供

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われ
た情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認する
ため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に
係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項
に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を
求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定める
ところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平
成十四年法律第五十一号)第三条第二号に規定する行政機関等を
いう。以下同じ。)

二(六) (略)

2 (略)

あった署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書記録誤り等が
あった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下
「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で
定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした
日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の
提供

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われ
た情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認する
ため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に
係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項
に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を
求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定める
ところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法
律第二条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)

二(六) (略)

2 (略)

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反したとき。

四〇九 (略)

十 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

4〇6 (略)

(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

四〇九 (略)

十 認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

4〇6 (略)

(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報

報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一〇四 (略)

五 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

六 (略)

5 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項又は第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一〇四 (略)

五 第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務（署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

（署名検証者の義務）

第十九条 (略)

2 署名検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認を当該電子署名に用いられた署名利用

報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一〇四 (略)

五 署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

六 (略)

5 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項又は第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一〇四 (略)

五 署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

（署名検証者の義務）

第十九条 (略)

（新設）

者符号が当該署名利用者のものであることを示すための措置として総務省令で定めるものを当該署名利用者に求める方法により行わなければならない。

3| (略)

(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 | 8 (略)

第二十二條の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2| 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。

この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号」とあるのは「第十七条第二号から第六号まで」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理

2| (略)

(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二條 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 | 8 (略)

(新設)

市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

(利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二十七条 機構は、利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書(当該利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票)に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 (略)

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請(国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項

(利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二十七条 機構は、利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書(当該利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 (略)

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利

の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3| 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同條第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4| 利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

(削除)

用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(新設)

3| 利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

4| 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用

(利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第二十九条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二條第四項(第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。)の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長)を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならぬ。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出(国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。)について準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同條第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 | 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項

に関する法律第三條の規定は、適用しない。

(利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第二十九条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二條第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならぬ。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同條第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同條第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同條第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(新設)

第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

（利用者証明利用者異動等失効情報の記録）

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報等によって利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該利用者証明利用者に発行した利用者証明用電子証明書の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 (略)

二 当該利用者証明利用者が転届（国外転届をしてから当該国外転届に記載された転出の予定年月日までの間に第二十二条の規定によ

（利用者証明利用者異動等失効情報の記録）

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報によって利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該利用者証明利用者に発行した利用者証明用電子証明書の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 (略)

二 当該利用者証明利用者が転届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を行う

り利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。）をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

三 当該利用者証明利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

第二節 利用者証明認証業務

第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

（利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等）

第三十七条（略）

2（略）

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反したとき。

ことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

（新設）

第二節 利用者証明認証業務

第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

（利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等）

第三十七条（略）

2（略）

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

二〇四 (略)

五 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

六 (略)

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 (略)

2| 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該電子利用者証明に用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すための措置として総務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

3| (略)

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて総

二〇四 (略)

五 利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

六 (略)

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 (略)

(新設)

2| (略)

(新設)

務省令で定めるものにより行うことができる。

2| 利用者証明検証者は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二| 申請に係る確認の実施に関する計画

三| 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

3| 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一| 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行う者が当該計画を確実に遂行することができること。

二| 申請に係る確認の業務の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

4| 第一項の認可を受けた者（以下「特定利用者証明検証者」という。）は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5| 特定利用者証明検証者は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6| 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一| 特定利用者証明検証者が第三項各号のいずれかに適合しなくなった

とき。

二 特定利用者証明検査者が第四項の規定に違反したとき。

三 電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検査者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

四 第十七条第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検査者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

五 特定利用者証明検査者が第五十一条第三項又は第五十三条第二項の規定に違反したとき。

六 特定利用者証明検査者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が第五十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

七 特定利用者証明検査者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検査者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機

処理等に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

（特定利用者証明検証者証明符号）

第三十八条の三 特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す符号（以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあったときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うものとする。

3 機構及び特定利用者証明検証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めに締結しなければならぬ。

第三節 認証事務管理規程等

（新設）

第三節 認証事務管理規程等

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明書電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明書電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検査者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明書電子証明書発行記録、利用者証明書電子証明書失効情報及び利用者証明書電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検査者証明符号(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明書電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明書電子証明書失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明書電子証明書発行記録、利用者証明書電子証明書失効情報及び利用者証明書電子証明書失効情報ファイル(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一〇八 (略)

九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明符号を提供する場合

(利用者証明検証者等による受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 特定利用者証明検証者が特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該特定利用者証明検証者は、当該特定利用者証明検証者証明符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該特定利用者証明検証者証明符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

4 前項の規定は、特定利用者証明検証者から特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)

第五十三条 (略)

2 特定利用者証明検証者は、第三十八条の二第一項の規定により認可を

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一〇八 (略)

(新設)

(利用者証明検証者による受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限)

第五十三条 (略)

(新設)

受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検証者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検証者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、特定利用者証明検証者について準用する。この場合において、前二項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検証者証明符号」と読み替えるものとする。

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る署名検証者等の義務等)

第五十六条 受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(署名検証者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)

を)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 (略)

(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る利用者証明検証者等の義務等)

(利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務等)

第五十五条 (略)

2 (略)

(新設)

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務等)

第五十六条 署名検証者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)

を受けて行う受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 (略)

(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第五十七条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、特定利用者証明検証者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検証者証明符号」と読み替えるものとする。

3 第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第四章 雑則

（報告の徴収）

第六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者及び特定利用者証明検証者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者及び団体署名検証者並びに利用者証明検証者に対し、その業務の実施の状況に関

第五十七条 利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（新設）

（新設）

第四章 雑則

（報告の徴収）

第六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者（行政機関等及び裁判所を除く。第七十八条第二項において同じ。）及び団体署

し必要な報告を求めることができる。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務

二(四) (略)

五 第二十二条第六項(第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

六・七 (略)

八 第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供に係る事務

2 (略)

3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長又は附票管理市町村長に委託することができる。

第五章 罰則

第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項(同条第三項に

名検証者並びに利用者証明検証者(行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。)に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務

二(四) (略)

五 第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

六・七 (略)

(新設)

2 (略)

3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第五章 罰則

第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項(同条第三項に

において準用する場合を含む。)若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号若しくは第六号の認定を受けた者又は特定利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者若しくは団体署名検証者又は利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 (略)

2 前項の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

において準用する場合を含む。)若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者若しくは団体署名検証者又は利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 (略)

(新設)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p style="text-align: center;">第二条（略）</p> <p style="text-align: center;">2～6（略）</p> <p>7 この法律において「<u>個人番号カード</u>」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「<u>カード記録事項</u>」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 住所（<u>国外転出者</u>（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、<u>国外転出者</u>である旨及びそ</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p style="text-align: center;">第二条（略）</p> <p style="text-align: center;">2～6（略）</p> <p>7 この法律において「<u>個人番号カード</u>」とは、<u>氏名</u>、<u>住所</u>、<u>生年月日</u>、<u>性別</u>、<u>個人番号</u>その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「<u>カード記録事項</u>」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

8～15 （略）

第二章 個人番号

（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

8～15 （略）

第二章 個人番号

（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人

番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならぬ。

3 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならぬ。

3 (略)

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

7 通知カードの交付を受けている者は、第十七條第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに關し必要な事項は、総務省令で定める。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで又は第三十条の四十四から第三十条の四十四の五までの規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第十九条第四号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。)の提供を求めることができる。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える

住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、前条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届出と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5～7 (略)

8 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

9 (略)

住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四條の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5～7 (略)

(新設)

8 (略)

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報^{（一）}の提供をしてはならない。

一 三 (略)

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報^{（二）}を提供するとき。

五 十六 (略)

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報^{（三）}の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人情報の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報^{（一）}の提供をしてはならない。

一 三 (略)

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報^{（二）}を提供するとき。

五 十六 (略)

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報^{（三）}の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人情報の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 (略)

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

4 5 7 (略)

第五十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 (略)

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

4 5 7 (略)

別表第一（第九条関係）

一〇三三六（略）	（略）
三六の二 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十七〇四十八（略）	（略）
四十九 市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九九十三（略） 九十三の二 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	（略） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一（第九条関係）

一〇三三六（略）	（略）
三六の二 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十七〇四十八（略）	（略）
四十九 市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九九十三（略）	（略）

九十四～九十七 (略) (略)

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に関する医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

九十四～九十七 (略) (略)

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に関する医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

市町村長	済組合、市町村 長又は国民健康 保険組合をいう 。以下同じ。 又は後期高齢者 医療広域連合
地方税法その 他の地方税に 関する法律に 基づく条例の 規定により算 定した税額若 しくはその算 定の基礎とな る事項に關す る情報（以下 「地方税関係 情報」という 。）、住民基 本台帳法第七 条第四号に規 定する事項（ 以下「住民票	
市町村長	済組合、市町村 長又は国民健康 保険組合をいう 。以下同じ。 又は後期高齢者 医療広域連合
地方税法その 他の地方税に 関する法律に 基づく条例の 規定により算 定した税額若 しくはその算 定の基礎とな る事項に關す る情報（以下 「地方税関係 情報」という 。）、住民基 本台帳法第七 条第四号に規 定する事項（ 以下「住民票	

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組	関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法	関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	
雇用保険法に	合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年報」（以下「年報」又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報）以下「特別障害給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

			二 全国健康保 険協会		
			健康保険法によ る保険給付の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの		
市町村長			医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合		
地方税関係情 の			健康保険法第五 十五条又は第百 二十八条に規定 する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者		よる給付の支 給に関する情 報（以下「失 業等給付関係 情報」という 。）であつて 主務省令で定 めるもの
			二 全国健康保 険協会		
			健康保険法によ る保険給付の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの		
市町村長			医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合		
地方税関係情 の			健康保険法第五 十五条又は第百 二十八条に規定 する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者		医療保険給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの

四 厚生労働大									
船員保険法第四									
医療保険者又は	厚生労働大臣		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等			市町村長		る給付の支給を行うこととされている者	
医療保険給付	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの	障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は特別	定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令	定めるもの	令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
四 厚生労働大									
船員保険法第四									
医療保険者又は			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等			市町村長		る給付の支給を行うこととされている者	
医療保険給付		定めるもの	主務省令で定	年金給付関係情報であつて主務省令で	定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令	定めるもの	令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

<p>五 全国健康保険協会</p>	<p>臣</p>
<p>船員保険法による保険給付の支給に関する事務</p>	<p>条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>後期高齢者医療 医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合</p>	<p>後期高齢者医療 広域連合 市町村長</p>
<p>医療保険給付 関係情報であつて主務省令</p>	<p>関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>
<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>五 全国健康保険協会</p>	<p>臣</p>
<p>船員保険法による保険給付の支給に関する事務</p>	<p>条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>後期高齢者医療 医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合</p>	<p>後期高齢者医療 広域連合 市町村長</p>
<p>医療保険給付 関係情報であつて主務省令</p>	<p>関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>
<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

			であつて主務省 令で定めるもの
は日本年金機構	厚生労働大臣又 特別障害給付 金関係情報で	厚生労働大臣 労働者災害補 償保険法によ る給付の支給 に関する情報 (以下「労働 者災害補償関 係情報」とい う。)又は失 業等給付関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	船員保険法第三 十三条に規定す る他の法令によ る給付の支給を 行うこととされ ている者 定めるもの
			であつて主務省 令で定めるもの
		厚生労働大臣 労働者災害補 償保険法によ る給付の支給 に関する情報 (以下「労働 者災害補償関 係情報」とい う。)であつ て主務省令で 定めるもの	船員保険法第三 十三条に規定す る他の法令によ る給付の支給を 行うこととされ ている者 定めるもの

	六〇二十四 (略)	二十五 都道府 県知事									
	(略)	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律によ る精神障害者保 健福祉手帳の交 付に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの									
	(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合									
あつて主務省 令で定めるもの	(略)	年金給付関係 情報、厚生年 金保険制度及 び農林漁業団 体職員共済組 合制度の統合 を図るための 農林漁業団体 職員共済組合 法等を廃止す る等の法律に よる年金であ る給付の支給 に関する情報 又は特別障害 給付金関係情 報であつて主 務省令で定め									
	六〇二十四 (略)	二十五 都道府 県知事									
	(略)	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律によ る精神障害者保 健福祉手帳の交 付に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの									
	(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合									
年金給付関係 情報又は厚生 年金保険制度 及び農林漁業 団体職員共済 組合制度の統 合を図るため の農林漁業団 体職員共済組 合法等を廃止 する等の法律 による年金で ある給付若し くは特定障害 者に対する特 別障害給付金 の支給に關す る法律による	(略)	年金給付関係 情報又は厚生 年金保険制度 及び農林漁業 団体職員共済 組合制度の統 合を図るため の農林漁業団 体職員共済組 合法等を廃止 する等の法律 による年金で ある給付若し くは特定障害 者に対する特 別障害給付金 の支給に關す る法律による									

	二十六 都道府 県知事等			
		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
		厚生労働大臣	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	
		労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	るもの
	二十六 都道府 県知事等			
		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
		厚生労働大臣	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	
		労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、雇用保険法による給付の支給に関する情報（以	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別障害給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する

下「失業等給付関係情報」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の

都道府県知事	る情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母	
都道府県知事	就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母	

都道府県知事等	子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、	子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、	子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関するもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関するもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

社会福祉協議会	<p>する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>
社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情	<p>する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>
社会福祉協議会	<p>する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>
社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情	<p>する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>

	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関するもの

厚生労働大臣又	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律	特別支援学校	
特別児童扶養	学校保健安全法による医療に要する費用	学のため必要	援学校への就	学のため必要	
	助に関する情報であって主務省令で定めるもの	な経費の支弁	に関する情報	である主務	
		省令で定めるもの	省令で定めるもの	省令で定めるもの	
厚生労働大臣又	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律	特別支援学校	する情報であ
特別児童扶養	学校保健安全法による医療に要する費用	学のため必要	援学校への就	学のため必要	って主務省令
	助に関する情報であって主務省令で定めるもの	な経費の支弁	に関する情報	である主務	で定めるもの
		省令で定めるもの	省令で定めるもの	省令で定めるもの	

は都道府県知事	地方公務員災害補償基金	手当関係情報 又は労働施策 の総合的な推 進並びに労働 者の雇用の安 定及び職業生 活の充実に 関する法律に よる職業転換 給付金の支給 に関する情報 であって主務 省令で定める もの
は都道府県知事	地方公務員災害補償基金	手当関係情報 又は労働施策 の総合的な推 進並びに労働 者の雇用の安 定及び職業生 活の充実に 関する法律に よる職業転換 給付金の支給 に関する情報 であって主務 省令で定める もの

	係情報」とい う。）であつ て主務省令で 定めるもの
厚生労働大臣又 は都道府県知事 等	中国残留邦人 等の円滑な帰 国の促進並び に永住帰国し た中国残留邦 人等及び特定 配偶者の自立 の支援に關す る法律による 永住帰国旅費 、自立支度金 、一時金若し くは一時帰国 旅費の支給に 關する情報又 は中国残留邦 人等支援給付 等関係情報で あつて主務省
	係情報」とい う。）であつ て主務省令で 定めるもの
厚生労働大臣又 は都道府県知事 等	中国残留邦人 等の円滑な帰 国の促進並び に永住帰国し た中国残留邦 人等及び特定 配偶者の自立 の支援に關す る法律による 永住帰国旅費 、自立支度金 、一時金若し くは一時帰国 旅費の支給に 關する情報又 は中国残留邦 人等支援給付 等関係情報で あつて主務省

	三十三 日本私立学校振興・共済事業団		二十七日～三十二日(略)						
	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		(略)						
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの				令で定めるもの
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの					令で定めるもの

	三十三 日本私立学校振興・共済事業団		二十七日～三十二日(略)						
	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		(略)						
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの				令で定めるもの
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの					令で定めるもの

	三十九 国家公務員共済組合	三十四～三十八 (略)						
	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で	(略)						
市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	(略)	厚生労働大臣又は日本年金機構	市町村長				による給付の支給を行うこととされている者
地方税関係情報	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの				定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	三十九 国家公務員共済組合	三十四～三十八 (略)						
	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で	(略)						
市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	(略)		市町村長				による給付の支給を行うこととされている者
地方税関係情報	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)		介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの				定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

定めるもの

厚生労働大臣	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつ	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

定めるもの

厚生労働大臣	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつ	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

四十三～五十七		四十二 市町村 長又は国民健 康保険組合	四十・四十一 (略)	
(略)		国民健康保険法 による保険給付 の支給又は保険 料の徴収に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの	(略)	
(略)	市町村長	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	(略)	
(略)	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	都道府県知事等 生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	(略)	て主務省令で 定めるもの

四十三～五十七		四十二 市町村 長又は国民健 康保険組合	四十・四十一 (略)	
(略)		国民健康保険法 による保険給付 の支給又は保険 料の徴収に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの	(略)	
(略)	市町村長	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	(略)	
(略)	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	都道府県知事等 生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	(略)	て主務省令で 定めるもの

						(略)		五十八 地方公務員共済組合
								地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						市町村長		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
						厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
						年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
						市町村長		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
						市町村長		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
						厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
						年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事</p>		<p>五十九～六十五 (略)</p>		
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定め</p>		<p>(略)</p>		
<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p>
<p>報又は住民票</p>	<p>地方税関係情報</p>	<p>(略)</p>	<p>労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>給を行うこととされている者に係る情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事</p>		<p>五十九～六十五 (略)</p>		
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定め</p>		<p>(略)</p>		
<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p>
<p>報又は住民票</p>	<p>地方税関係情報</p>	<p>(略)</p>	<p>労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>給を行うこととされている者に係る情報であつて主務省令で定めるもの</p>

		六十七 (略)	六十八 都道府 県知事等				
		(略)	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律による 障害児福祉手当 又は特別障害者 手当の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの				るもの
	地方公務員災害 合等	(略)	厚生労働大臣 若しくは日本年金 機構又は共済組 合等		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	地方公務員災害 補償基金	
	地方公務員災害 合等	(略)	労働者災害補 償関係情報であ つて主務省令 で定めるもの		関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	地方公務員災 害補償関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	
		六十七 (略)	六十八 都道府 県知事等				
		(略)	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律による 障害児福祉手当 又は特別障害者 手当の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの				るもの
	合等	(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等		
	合等	(略)	年金給付関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの		年金給付関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの		関係情報であ つて主務省令 で定めるもの

八十七 都道府 県知事等	七十〇八十六 (略)		六十九 (略) 六十九の二 市 町村長				
中国残留邦人等 支援給付等の支 給に関する事務 であって主務省	(略)	中国残留邦人等 支援給付等の支 給に関する事務 であって主務省 令で定めるもの	(略)	母子保健法によ る保健指導、新 生児の訪問指導 、健康診査、妊 産婦の訪問指導 、未熟児の訪問 指導又は母子健 康包括支援セン ターの事業の実 施に関する事務 であって主務省 令で定めるもの			
医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	(略)		(略)	市町村長		補償基金	
医療保険給付 関係情報であ って主務省令 で定めるもの	(略)		(略)	母子保健法に よる健康診査 に関する情報 であって主務 省令で定める もの		害補償関係情 報であって主 務省令で定め るもの	

八十七 都道府 県知事等	七十〇八十六 (略)		六十九 (略)				
中国残留邦人等 支援給付等の支 給に関する事務 であって主務省	(略)	中国残留邦人等 支援給付等の支 給に関する事務 であって主務省 令で定めるもの	(略)				
医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	(略)		(略)				
医療保険給付 関係情報であ って主務省令 で定めるもの	(略)		(略)				

		令で定めるもの
都道府県知事		厚生労働大臣
災害救助法による救助若し	もの 省令で定める であつて主務 付金関係情報 業訓練受講給 係情報又は職 救済給付等関 石綿健康被害 に関する情報、 療費の支給に る一般疾病医 する法律によ する援護に関 弾被爆者に対 情報、原子爆 業等給付関係 関係情報、失 者遺族等援護 戦傷病者戦没 償関係情報、	労働者災害補 労働者災害補 償関係情報、 戦傷病者戦没 者遺族等援護 関係情報、失 業等給付関係 情報、原子爆 弾被爆者に対 する援護に関 する法律によ る一般疾病医 療費の支給に 関する情報、 石綿健康被害 救済給付等関 係情報又は職 業訓練受講給 付金関係情報 であつて主務 省令で定める もの
		令で定めるもの
都道府県知事		厚生労働大臣
災害救助法による救助若し	もの 省令で定める であつて主務 付金関係情報 業訓練受講給 係情報又は職 救済給付等関 石綿健康被害 に関する情報、 療費の支給に る一般疾病医 する法律によ する援護に関 弾被爆者に対 情報、原子爆 業等給付関係 関係情報、失 者遺族等援護 戦傷病者戦没 償関係情報、	労働者災害補 労働者災害補 償関係情報、 戦傷病者戦没 者遺族等援護 関係情報、失 業等給付関係 情報、原子爆 弾被爆者に対 する援護に関 する法律によ る一般疾病医 療費の支給に 関する情報、 石綿健康被害 救済給付等関 係情報又は職 業訓練受講給 付金関係情報 であつて主務 省令で定める もの

くは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主

くは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主

	都道府県知事等 生活保護関係 情報、児童扶 養手当関係情 報又は母子及 び父子並びに 寡婦福祉法に よる給付金、 特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による障害児 福祉手当若し くは特別障害 者手当若しく は昭和六十年 法律第三十四 号附則第九十 七条第一項の 福祉手当の支 給に関する情 報であって主	務省令で定め るもの
	都道府県知事等 生活保護関係 情報、児童扶 養手当関係情 報又は母子及 び父子並びに 寡婦福祉法に よる給付金、 特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による障害児 福祉手当若し くは特別障害 者手当若しく は昭和六十年 法律第三十四 号附則第九十 七条第一項の 福祉手当の支 給に関する情 報であって主	務省令で定め るもの

社会福祉協議会	市町村長	務省令で定めるもの
社会福祉法による生計困難者に対して無 利子又は低利 で資金を融通	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
社会福祉協議会	市町村長	務省令で定めるもの
社会福祉法による生計困難者に対して無 利子又は低利 で資金を融通	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

	<p>する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定め</p>
	<p>する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による</p>

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰
----------------	----------------	---	-------------	-----------------------------	--------------

厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰
----------------	----------------	---	-------------	-----------------------------	--------------

	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当	等の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるものの
	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当	等の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるものの

			九十四 市町村 長	八十八〜九十三 (略)	
			介護保険法によ る保険給付の支 給、地域支援事 業の実施又は保 険料の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	(略)	
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 機構又は共済組		市町村長	都道府県知事等	(略)	
年金給付関係 情報であつて 主務省令で定	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	(略)	等の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの
			九十四 市町村 長	八十八〜九十三 (略)	
			介護保険法によ る保険給付の支 給、地域支援事 業の実施又は保 険料の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	(略)	
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 機構又は共済組		市町村長	都道府県知事等	(略)	
年金給付関係 情報であつて 主務省令で定	生活保護関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	生活保護関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	(略)	等の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの

九十八く百五 (略)		九十七 都道府 県知事又は保 健所を設置す る市の長	九十五・九十六 (略)	感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律によ る費用の負担又 は療養費の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	合等	めるもの
(略)	(略)		(略)		感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第三 十九条第一項に 規定する他の法 律による医療に 関する給付の支 給を行うことと されている者		地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの
(略)	(略)		(略)		感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第三 十九条第一項に 規定する他の法 律による医療に 関する給付の支 給を行うことと されている者		感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に関する 法律第三十九 条第一項に規 定する他の法 律による医療 に関する給付 の支給に関す る情報であつ て主務省令で 定めるもの

九十八く百五 (略)		九十七 都道府 県知事又は保 健所を設置す る市の長	九十五・九十六 (略)	感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律によ る費用の負担又 は療養費の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	合等	めるもの
(略)	(略)		(略)		感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第三 十九条第一項に 規定する他の法 律による医療に 関する給付の支 給を行うことと されている者		地方税関係情 報であつて主 務省令で定め るもの
(略)	(略)		(略)		感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第三 十九条第一項に 規定する他の法 律による医療に 関する給付の支 給を行うことと されている者		感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に関する 法律第三十九 条第一項に規 定する他の法 律による医療 に関する給付 の支給に関す る情報であつ て主務省令で 定めるもの

			百六 独立行政 法人日本学生 支援機構	独立行政法人日 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法 その他の法令 による医療に 関する給付の 支給に関する 情報であつて 主務省令で定 めるもの	都道府県知事	都道府県知事等	児童福祉法に よる措置（同 法第二十七条 第一項第三号 の措置をいう 。）に関する 情報又は障害 者関係情報で あつて主務省 令で定めるも の	生活保護関係 情報又は児童 扶養手当関係 情報であつて
			百六 独立行政 法人日本学生 支援機構	独立行政法人日 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法 その他の法令 による医療に 関する給付の 支給に関する 情報であつて 主務省令で定 めるもの	都道府県知事	都道府県知事等	障害者関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	生活保護関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの

厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	市町村長	主務省令で定めるもの
失業等給付関	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者

厚生労働大臣		市町村長	
失業等給付関	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者

	百七く百十三 (略)		百十四 厚生労働大臣
	(略)		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練
	(略)		市町村長
	(略)	係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
の			国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者
			厚生労働大臣又は日本年金機構
			特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの

	百七く百十三 (略)		百十四 厚生労働大臣
	(略)		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練
	(略)		市町村長
	(略)	係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
			国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者
			厚生労働大臣又は日本年金機構
			特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの

百十六～百十九 (略)	(略)	(略)	(略)	百十五の二市 町村長	新型インフルエ ンザ等対策特別 措置法による予 防接種の実施に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの	厚生労働大臣、 都道府県知事又 は市町村長	新型インフル エンザ等対策 特別措置法に よる予防接種 の実施に関す る情報であつ て主務省令で 定めるもの	百十五 (略)	(略)	(略)	(略)
百十六～百十九 (略)	(略)	(略)	(略)	百十五 (略)	(略)	(略)	(略)				

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第十九条、第二十一条関係）				別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

私立学校振興・ 共済事業団、共 済組合、市町村 長又は国民健康 保険組合をいう 。以下同じ。 又は後期高齢者 医療広域連合	
市町村長	地方税法その 他の地方税に 関する法律に 基づく条例の 規定により算 定した税額若 しくはその算 定の基礎とな る事項に關す る情報（以下 「地方税関係 情報」という 。）、住民基 本台帳法第七 条第四号に規
私立学校振興・ 共済事業団、共 済組合、市町村 長又は国民健康 保険組合をいう 。以下同じ。 又は後期高齢者 医療広域連合	
市町村長	地方税法その 他の地方税に 関する法律に 基づく条例の 規定により算 定した税額若 しくはその算 定の基礎とな る事項に關す る情報（以下 「地方税関係 情報」という 。）、住民基 本台帳法第七 条第四号に規

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
共済組合法若、国家公務員生年金保険法	定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
共済組合法若、国家公務員生年金保険法	定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）
）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）
）又は年金生活者支援給付

しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）
）又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）
）であつて主務省令で定

二 全国健康保 険協会			
る保険給付の支	健康保険法によ		
後期高齢者医療	医療保険者又は	厚生労働大臣	
関係情報であ	医療保険給付 めるもの 主務省令で定	雇用保険法に よる給付の支 給に関する情 報（以下「失 業等給付関係 情報」という 。）であつて 主務省令で定 めるもの	金の支給に関 する法律によ る年金生活者 支援給付金の 支給に関する 情報（以下「 年金生活者支 援給付金関係 情報」という 。）であつて 主務省令で定 めるもの
二 全国健康保 険協会			
る保険給付の支	健康保険法によ		
後期高齢者医療	医療保険者又は	厚生労働大臣	
関係情報であ	医療保険給付 めるもの 主務省令で定	雇用保険法に よる給付の支 給に関する情 報（以下「失 業等給付関係 情報」という 。）であつて 主務省令で定 めるもの	めるもの

		三 合 健康保険組			
		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
市町村長	厚生労働大臣	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
報、住民票関係	地方税関係情報	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		三 合 健康保険組			
		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
市町村長	厚生労働大臣	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	主務省令で定めるもの
報、住民票関係	地方税関係情報	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

四 臣 厚生労働大			
船員保険法第四 条第二項の規定 により厚生労働 大臣が行うこと とされた船員保			
市町村長	厚生労働大臣 若しくは日本年金 機構又は共済組 合等	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの
地方税関係情	失業等給付関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	医療保険給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	年金給付関係 情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であつて主務 省令で定める もの
四 臣 厚生労働大			
船員保険法第四 条第二項の規定 により厚生労働 大臣が行うこと とされた船員保			
市町村長	厚生労働大臣 若しくは日本年金 機構又は共済組 合等	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの
地方税関係情	失業等給付関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	医療保険給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	年金給付関係 情報又は特別 障害給付金関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの

五 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
				年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの		年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

五 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
				年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの		年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

						令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構		厚生労働大臣		船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者は	特別障害給付金関係情報又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
						令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構		厚生労働大臣		船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
は日本年金機構	特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業者等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

	六〇三十二(略)	三十三 日本私立学校振興・共済事業団		
	(略)	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
	(略)	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		
	(略)	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	(略)	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

	六〇三十二(略)	三十三 日本私立学校振興・共済事業団		
	(略)	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
	(略)	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		
	(略)	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者		令で定めるもの
	(略)	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		の

	三十九 国家公務員共済組合	三十四～三十八 (略)					
	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)					
	市町村長	(略)	厚生労働大臣又は日本年金機構	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	
	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であ	
	三十九 国家公務員共済組合	三十四～三十八 (略)					
	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)					
	市町村長	(略)	厚生労働大臣又は日本年金機構	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	
	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であ	

厚生労働大臣	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報 であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

				五十八 地方公務員共済組合	四十〇五十七 (略)
				地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
			市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの
				五十八 地方公務員共済組合	四十〇五十七 (略)
				地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
			市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの

百六 独立行政 法人 日本学生	(略)	五十九〜百五					
本学生支援機構	(略)	(略)					
他の法令による	(略)	(略)	厚生労働大臣	地方公務員災害 補償基金	給を行っている者	地方公務員等共 済組合法第六十 二条第一項に規 定する他の法令 による給付の支 給を行うことと されている者	
その他の法令	(略)	(略)	失業等給付関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	地方公務員災 害補償関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	も	地方公務員等 共済組合法第 六十二条第一 項に規定する 他の法令によ る給付の支給 に関する情報 であつて主務 省令で定める もの	地方公務員等 共済組合法第 六十二条第一 項に規定する 他の法令によ る給付の支給 に関する情報 であつて主務 省令で定める もの

百六 独立行政 法人 日本学生	(略)	五十九〜百五					
本学生支援機構	(略)	(略)					
他の法令による	(略)	(略)	厚生労働大臣	地方公務員災害 補償基金	給を行っている者	地方公務員等共 済組合法第六十 二条第一項に規 定する他の法令 による給付の支 給を行うことと されている者	
その他の法令	(略)	(略)	失業等給付関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	地方公務員災 害補償関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	も	地方公務員等 共済組合法第 六十二条第一 項に規定する 他の法令によ る給付の支給 に関する情報 であつて主務 省令で定める もの	地方公務員等 共済組合法第 六十二条第一 項に規定する 他の法令によ る給付の支給 に関する情報 であつて主務 省令で定める もの

支援機構

			法による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			医療に関する給付の支給を行うこととされている者
都道府県知事等	都道府県知事	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

支援機構

			法による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			医療に関する給付の支給を行うこととされている者
都道府県知事等	都道府県知事	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	市町村長
失業等給付関係情報であつて主務省令で	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	市町村長
失業等給付関係情報であつて主務省令で	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

		百七〇百十三 (略)		百十四 厚生労働大臣	
		(略)		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣又は日本年金機構		市町村長		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	
年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣又は日本年金機構		市町村長		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	
年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

(略)	百十五 百二十	
(略)		
(略)		
(略)		は年金生活者 支援給付金関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの

(略)	百十五 百二十	
(略)		
(略)		
(略)		あつて主務省 令で定めるも の

改正案	現行
<p>6 (掛金) 第四十四条 (略) 2・3 (略) 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職金共済証紙を貼り付け、これに消印することによつて掛金を納付しなければならぬ。 5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>	<p>5 (掛金) 第四十四条 (略) 2・3 (略) 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならぬ。 (新設)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（健康診査に関する情報の提供の求め）</p> <p>第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（書面の交付） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。</p> <p>（保安業務の委託） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書</p>	<p>（書面の交付） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（保安業務の委託） 第二十八条（略）</p> <p>（新設）</p>

面の交付をしたものとみなす。

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>第四十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、調書その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。</p> <p>第四十六条の三（略）</p>	<p>第四十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>第四十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、調書その他文字、<u>図形</u>等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。</p> <p>第四十六条の四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(削除)</p> <p>第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、<u>図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u>次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。</p> <p>② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。</p>	<p>第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。</p> <p>第四十九条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、<u>図形等</u>人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。</p> <p>② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置を執らなければならない。</p>

第四十九条の三
(略)

第四十九条の四
(略)

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子</p>	<p>第七十条の九 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うことができない。</p> <p>② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>

計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>	<p>法律</p>
<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）</p>	<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>東日本大震災の被災者に</p>	<p>東日本大震災の被災者に</p>	<p>第三条、第八条第一項及び第二項、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>第三条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>第三条第一項において準用する旅券法第</p>	<p>第三条第一項において準用する旅券法第</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）
(略)	八条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）
(略)	八条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

改 正 案	現 行
<p>第三百十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。</u></p> <p>② <u>第四十七条の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>第三百十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>以下この条において「情報通信技術利用法」という。）</u><u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。</u></p> <p>② 第四十七条の規定は、<u>情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。</u></p> <p>③ <u>第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。</u></p> <p>④ <u>戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>（電子開示手続の開示用電子情報処理組織の使用） 第二十七条の三十の三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧） 第二十七条の三十の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（処分通知等の電子情報処理組織の使用） （削除）</p>	<p>（電子開示手続の開示用電子情報処理組織の使用） 第二十七条の三十の三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 電子開示手続及び任意電子開示手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条の規定は、適用しない。</p> <p>（開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧） 第二十七条の三十の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による書類の公衆の縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第五条の規定は、適用しない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（処分通知等の電子情報処理組織の使用） 第百八十五条の十二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同</p>

第百八十五条の十二 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

2| 金融庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条・第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p> <p>第三十九条 この法律（第三十一条の三第三項を除く。）又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書その他文字、<u>図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u>次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）</p> <p>第三十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。</u></p> <p>（電磁的記録による作成）</p> <p>第四十条 この法律（第三十一条の三第三項を除く。）又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書その他文字、<u>図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u>次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記</p>

られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十条 (略)

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十一条 (略)

改正案

現行

<p>（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用） （削除）</p> <p>第三十四条の五十七 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものを、同法第七条第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四條の五十五において準用する民事訴訟法第百九條の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。</u></p>	<p>（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）</p> <p>第三十四条の五十七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができな</u> <u>い。</u></p> <p>2 前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において、<u>金融庁の職員が同項の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四條の五十五において準用する民事訴訟法第百九條の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えること</u> <u>ができる。</u></p>
---	--

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出）</p> <p>第十九条の十五 国會議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例）</p> <p>第三十二条の二 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定（以下この条において「届出等関係規定」という。）による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行</u></p>	<p>（電子情報処理組織を使用した報告書の提出）</p> <p>第十九条の十五 国會議員関係政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織（第三十二条の二において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例）</p> <p>第三十二条の二 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第四項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、<u>電子情報処理組織を使用して行うときは、これらの規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。</u></p>

うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経る行うことを要しない。

改正案	現行
<p>(品触れ) 第十九条 (略)</p> <p>2 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、<u>到達の日付を記載することを要しない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。</p>	<p>(品触れ) 第十九条 (略)</p> <p>2 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。</p> <p>3 警察本部長等は、<u>第一項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものにより発することができる。</u></p> <p>4 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、<u>当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。</u></p> <p>5 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。</p>

4| 古物市場主は、第二項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならぬ。

(削除)

5| 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同法第七条第三項の規定は、適用しない。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第三項若しくは第四項の規定に違反した者

二〇五 (略)

第三十七条 過失により第十九条第三項又は第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

6| 古物市場主は、第二項又は第四項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

7| 第一項の品触れについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第四条の規定は、適用しない。

(新設)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二〇五 (略)

第三十七条 過失により第十九条第五項又は第六項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

改正案	現行
<p>（支払等の報告） 第五十五条（略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるものである場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等又は資金移動業者を經由してするものとする。ただし、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は資金移動業者を經由しないで報告することができる。</p>	<p>（支払等の報告） 第五十五条（略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるものである場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等又は資金移動業者を經由してするものとする。ただし、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は資金移動業者を經由しないで報告することができる。</p>

改正案	現行
<p>（調書の提出） 第五十九条（略） 2～4（略） 5 第一項各号、第二項又は第三項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。</p> <p>一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項</u>（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法</p> <p>二（略）</p>	<p>（調書の提出） 第五十九条（略） 2～4（略） 5 第一項各号、第二項又は第三項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。</p> <p>一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項</u>（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法</p> <p>二（略）</p>

6
～
8

(略)

6
～
8

(略)

○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報告金融機関等による報告事項の提供）</p> <p>第四十一条の二 報告金融機関等（租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて特定取引（同項第三号に規定する特定取引をいう。次項及び第四項において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地区（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地区をいう。次項において同じ。）、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。</p>	<p>（報告金融機関等による報告事項の提供）</p> <p>第四十一条の二 報告金融機関等（租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて特定取引（同項第三号に規定する特定取引をいう。次項及び第四項において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地区（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地区をいう。次項において同じ。）、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。</p>

<p>2 ～ 10 (略)</p>	<p>2 ～ 10 (略)</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>一</p>	<p>一</p>
<p>総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届</p>	<p>総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届</p>
<p>け出で行う電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等</p>	<p>け出で行う電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の</p>
<p>に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項に規定す</p>	<p>利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規</p>
<p>る電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令、財務</p>	<p>定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令、</p>
<p>省令で定める方法</p>	<p>財務省令で定める方法</p>

改正案	現行
<p>（支払調書等の提出の特例）</p> <p>第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）又は第二百二十七条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。</p> <p>一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う</p> <p>電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項</u>（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法</p> <p>二（略）</p>	<p>（支払調書等の提出の特例）</p> <p>第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）又は第二百二十七条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。</p> <p>一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う</p> <p>電子情報処理組織（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項</u>（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法</p> <p>二（略）</p>

2
~
4

(略)

2
~
4

(略)

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報告金融機関等による報告事項の提供）</p> <p>第十条の六 報告金融機関等は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国（前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は同条第二項若しくは第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び次条第一項において同じ。）及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条及び第十条の八において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める場所）の所轄税</p>	<p>（報告金融機関等による報告事項の提供）</p> <p>第十条の六 報告金融機関等は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国（前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は同条第二項若しくは第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び次条第一項において同じ。）及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条及び第十条の八において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める場所）の所轄税</p>

務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二（略）

2・3（略）

務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二（略）

2・3（略）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の特例）</p> <p>第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受け る者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年 法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報 処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係 る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は 車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき 課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条から 前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納 付することができる。</p>	<p>（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の特例）</p> <p>第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受け る者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十 四年法律第五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子 情報処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定 に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者 又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車に つき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条 から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国 に納付することができる。</p>

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国外送金等調書の提出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった国外送金等調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。</p> <p>一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条</u>第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法</p> <p>二（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（国外送金等調書の提出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった国外送金等調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。</p> <p>一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条</u>第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法</p> <p>二（略）</p> <p>3～6（略）</p>

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>（電磁的方法による手続）</p> <p>第十一条の二（略）</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定の適用除外）</p> <p>第十一条の二 この法律の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>（電磁的方法による手続）</p> <p>第十一条の三（略）</p>

改正案	現行
<p>（永久選挙人名簿） 第十九条（略） 2～4（略） （削除）</p> <p>（在外選挙人名簿） 第三十条の二（略） 2～5（略） （削除）</p>	<p>（永久選挙人名簿） 第十九条（略） 2～4（略）</p> <p>5 <u>選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の</u> <u>利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条の規定は、適</u> <u>用しない。</u></p> <p>（在外選挙人名簿） 第三十条の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 <u>在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技</u> <u>術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。</u></p>

○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（抄）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（旅行命令等） 第四条（略） 2～5（略） （削除）</p> <p>6 （略）</p> <p>第十三条（略） 2～6（略） （削除）</p> <p>7 （略）</p>	<p>（旅行命令等） 第四条（略） 2～5（略）</p> <p>6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条の規定は、適用しない。</p> <p>7 （略）</p> <p>第十三条（略） 2～6（略）</p> <p>7 第一項の請求書又は資料の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。</p> <p>8 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(審査請求の方式) 第八十三条 (略) (削除)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(審査請求の方式) 第八十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書正副二通が提出されたものとみなす。</p>

改正案	現行
<p>(品触れ)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 質屋は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同法第七条第三項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(品触れ)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 質屋は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、<u>行政</u>手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>行政</u>手続等における情報通信の技術の利用に関する法律<u>第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>第十二条 第五条第一項又は第八条第一項（これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの（第五条第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）</p> <p>第十二条 第五条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ。）の規定による再審の請求又は第八条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ。）の規定による意見の表示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>（電磁的記録による作成）</p> <p>第十三条 第五条第一項又は第八条第一項の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの（第五条第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。</p>

類とみなす。

(電磁的方法による提出)

第十三条 (略)

(電磁的方法による提出)

第十四条 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納付) 第五十六条の二十 (略)</p> <p>2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納付) 第五十六条の二十 (略)</p> <p>2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する確認に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 市町村の普通税</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 固定資産税</p> <p>第一款 通則（<u>第三百四十一条—第三百五十八条</u>）</p> <p>第二款 第六款（略）</p> <p>第三節 第九節（略）</p> <p>第四章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）</p> <p>第七十二条の二十五（略）</p> <p>2 14（略）</p> <p>15 第一項の法人（第八項又は第十項の規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）が、<u>法人税法第七十五条の三第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 市町村の普通税</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 固定資産税</p> <p>第一款 通則（<u>第三百四十一条—第三百五十八条の二</u>）</p> <p>第二款 第六款（略）</p> <p>第三節 第九節（略）</p> <p>第四章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）</p> <p>第七十二条の二十五（略）</p> <p>2 14（略）</p> <p>15 第一項の法人（第八項又は第十項の規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）が、<u>法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申</p>

行つた場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

16 第一項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

17 (略)

(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)

告を行つた場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

16 第一項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

17 (略)

(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)

第七十二条の二十六 (略)

259 (略)

- 10 第一項に規定する法人(第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人に限る。次項において同じ。)が、法人税法第七十五条の三第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該申告と併せて第四項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。
- 11 第一項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人)が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて当該法人の第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該申告と併せて第四項の規定により第一項

第七十二条の二十六 (略)

259 (略)

- 10 第一項に規定する法人(第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人に限る。次項において同じ。)が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該申告と併せて第四項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。
- 11 第一項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人)が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて当該法人の第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該申告と併せて第四項の規定によ

の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

(種別割の徴収の方法の特例)

第七十七條の十二 道府県は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は第七百四十七條の二第一項の規定により第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次條第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行うときは、前條第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(削除)

り第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

(種別割の徴収の方法の特例)

第七十七條の十二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は第七百四十七條の二第一項の規定により第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次條第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行うときは、前條第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三百五十八條の二 第三百八十條第一項の規定による備付け、第三百八十一條第八項の規定による作成、第三百八十二條の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七條第一項の規定による備付け、同條第三項の規定による閲覧、第四百十五條第一項の規定による作成、第四百十六條第一項の規定による縦覧、第四百十九條第四項の規定による作成及び同條第

(地方税関係申告等の特例)

第七百四十七条の二 地方税関係申告等(第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。)のうち、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則(以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「地方税関係法令」という。)の規定において書面等(書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。)により行うことその他のその方法が規定されているもの(次に掲げるものを除く。)で総務省令で定めるもの(次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係申告等」という。)については、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織(同号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」という。)を経由する方法により行うことができる。

一 第三百十七條の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告

六項の規定による縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

(地方税関係申告等の特例)

第七百四十七条の二 地方団体の長は、地方税関係申告等(第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。)のうち、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則(以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「地方税関係法令」という。)の規定により書面等(書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。)により行うこととして、その方法が総務省令で定められているもの(次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係申告等」という。)については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織(同号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(次条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」という。)を経由して行わせることができる。

(新設)

書記載事項の提供

- 二 第三百十七條の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

- 三 第三百二十一條の七の十一第一項に規定する通知

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた特定書面等地方税関係申告等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該申請等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七條の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
法令その他の当該申請等	地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係申告等（同条第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。）	
第三項	当該申請等を受ける行政機関等	地方税法第七百六十二條第一号の地方税共同機構（第六項において「機構」とい

（新設）

（新設）

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係申告等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七條の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
第三項	当該申請等に関する法令 同項の行政機関等	当該地方税関係法令 地方税法第七百六十二條第一号の地方税共同機構
第四項	第一項 当該行政機関等	地方税法第七百四十七條の二第二項に規定する地方団体の長

		第四項		第六項	
	当該行政機関等	当該申請等に関する他の法令	主務省令	第一項の電子情報処理組織を使用する	
	同号イに規定する地方団体の長	地方税関係法令	当該地方税関係法令	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する	
	う。）		総務省令		
第五項	前項	前各項	主務省令		
	地方税法第七百四十七条の二第一項	同項及び第二項から第四項まで	総務省令		
第四項					

第七百四十七条の三 地方税関係申告等のうち、地方税関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの以外のもの（総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において

行政機関等は、当該申請等に関する他の法令	同項に規定する地方団体の長は、地方税関係法令
当該法令	当該地方税関係法令
主務省令	総務省令

第七百四十七条の三 地方団体の長は、地方税関係申告等のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のもの（次に掲げるものを除く。）で総務省令で定めるもの（次項及び第七百

て「特定地方税関係申告等」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた特定地方税関係申告等は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第七百四十七条の五第二項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同号イに規定する地方団体の長に到達したものとみなす。

(地方税関係通知の特例)

第七百四十七条の四 他行政機関の長（第七百六十二条第一号に規定する行政機関の長をいう。次条第一項において同じ。）に対して行う地方税関係通知（同号ロに掲げる通知をいう。同項において同じ。）のうち、地方税関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係通知」という。）については、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に

四十七條の六において「特定地方税関係申告等」という。）については、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行わせることができる。

一 第三百十七條の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供

二 第三百十七條の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

三 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

2 前項の規定により行われた特定地方税関係申告等は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第七百四十七条の五第二項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に前項に規定する地方団体の長に到達したものとみなす。

(地方税関係通知の特例)

第七百四十七條の四 行政機関の長（第七百六十二条第一号に規定する行政機関の長をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知（同号ロに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしてあるもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七條の六において「特定書面等地方税関係通知」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定める

関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第二項から第五項までの規定は、前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた特定書面等地方税関係通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該処分通知等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
第三項	、当該	、地方税法第七百六十二条
法令その他の当該処分通知等	地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係通知（同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。次項において同じ。）	

ところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
第三項	同項の処分通知等	当該特定書面等地方税関係書面等地方税関係通知
当該処分通知等	当該地方税関係法令	

第四項	当該処分通知等に関する他の法令	第一号の
	当該法令	地方税関係法令
第五項	主務省令	当該地方税関係法令
	第一項の電子情報処理組織を使用する	総務省令
前項	主務省令	地方税法第七百四十七条の四第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する
	前各項	総務省令
前項	地方税法第七百四十七条の四第一項	同項及び前三項

第七百四十七条の五 他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知のうち、地方税関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの以外のもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定地方税関係通知」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。

第四項	第一項	通知
	行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令	地方税法第七百四十七条の四第一項
主務省令	当該法令	同項に規定する行政機関の長は、地方税関係法令
	主務省令	当該地方税関係法令

第七百四十七条の五 行政機関の長は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定地方税関係通知」という。）については、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。

2 前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた特定地方税関係通知は、第七百六十二条第一号の当該特定地方税関係通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定地方税関係通知を受ける者に到達したものとみなす。

〔民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外〕

第七百五十五条 地方税関係帳簿並びに第七十四条の二第三項及び第四項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（用語の意義）

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方税関係手続用電子情報処理組織 行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項の規定により行われた特定地方税関係通知は、第七百六十二条第一号の当該特定地方税関係通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定地方税関係通知を受ける者に到達したものとみなす。

〔行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外〕

第七百五十五条 地方税関係帳簿並びに第七十四条の二第三項及び第四項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（用語の意義）

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方税関係手続用電子情報処理組織 行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

イ (略)

ロ 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

二・三 (略)

附則

（譲渡割の申告の特例）

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十九、第七十二条の八十九の三第一項後段及び第二項から第十三項まで並びに第七百四十七条の三第一項第三号の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二、第七十二条の八十九の三第一項前段並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

イ (略)

ロ 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

二・三 (略)

附則

（譲渡割の申告の特例）

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十九、第七十二条の八十九の三第一項後段及び第二項から第十三項まで並びに第七百四十七条の三第一項第三号の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二、第七十二条の八十九の三第一項前段並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

略

改正後	改正前
<p>（手数料の納付） 第百二条（略） 2・3（略） 4 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び第二項の手数料並びに前項に規定する者の同項の手数料の納付は、機構及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>	<p>（手数料の納付） 第百二条（略） 2・3（略） 4 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び第二項の手数料並びに前項に規定する者の同項の手数料の納付は、機構及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十三号まで若しくは前項の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>
<p>5 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号又は第三項の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定める</u></p>	<p>5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号又は第三項の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を</u></p>

6・7 (略) ところにより、当該申請等を却下することができる。

6・7 (略) 却下することができる。

改正案	現行
<p>（一般旅券の発給の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（削除）</p> <p>第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、同項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。</p> <p>（削除）</p>	<p>（一般旅券の発給の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。</p> <p>（旅券の交付）</p> <p>第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、<u>第三条第一項</u>ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信</p>

2| 前項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

3| (略)

(渡航先の追加)

第九条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、前条第一項及び第三項の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付するに当たり、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。

3| 第一項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

4| (略)

(渡航先の追加)

第九条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、前条第一項及び第四項の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(記載事項に変更を生じた場合の取扱い)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項の規定は前項の規定により発行された一般旅券の交付について、同条第三項の規定は前項の規定により発行された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(旅券の査証欄の増補)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第八条第一項及び第三項並びに第九条第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

(事務の区分)

第二十一条の三 第三条、第八条第一項及び第二項、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(記載事項に変更を生じた場合の取扱い)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項の規定は前項の規定により発行された一般旅券の交付について、同条第四項の規定は前項の規定により発行された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(旅券の査証欄の増補)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第八条第一項及び第四項並びに第九条第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

(事務の区分)

第二十一条の三 第三条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（帳簿の備付け等） 第七条の九（略）</p> <p>2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>関税関係帳簿</u>」という。）」と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定</p>	<p>（帳簿の備付け等） 第七条の九（略）</p> <p>2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「<u>関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>関税関係帳簿</u>」という。）</u>」<u>と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては</u></p>

める場合にあっては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）とあるのは「同法第七条の第二項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）」と、同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「国税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「国税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四百四五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。））」とあるのは「関税法

、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）とあるのは「同法第七条の第二項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。））」と、同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。））」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。））」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四百四五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。））」とあるのは「関税法第七条の十二第一項

第七条の十二第一項第二号（承認の取消し）」と、「帳簿書類）」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（帳簿の備付け等）

第六十七条の八（略）

2 電子帳簿保存法第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

略

第二号（承認の取消し）」と、「帳簿書類）」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（帳簿の備付け等）

第六十七条の八（略）

2 電子帳簿保存法第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

略

(帳簿の備付け等)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 電子帳簿保存法第四条から第十条まで(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条第一項及び第二項(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

略

(帳簿の備付け等)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 電子帳簿保存法第四条から第十条まで(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条第一項及び第二項(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

略

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>（電磁的記録による作成）</p> <p>第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。</p> <p>（電磁的方法による提出）</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>（電磁的記録による作成）</p> <p>第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、<u>図形</u>等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。</p> <p>（電磁的方法による提出）</p>

第二十六条の三
(略)

第二十六条の四
(略)

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、物品増減及び現在額総計算書その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）</p> <p>第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。</p> <p>（電磁的記録による作成）</p> <p>第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、物品増減及び現在額総計算書その他文字、<u>図形</u>等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。</p>

(電磁的方法による提出)

第四十条の三 (略)

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 (略)

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、債権現在額総計算書その他文字、<u>図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u>次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。<u>同条第一項において同じ。</u>）の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）</p> <p>第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。</u></p> <p>（電磁的記録による作成）</p> <p>第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、債権現在額総計算書その他文字、<u>図形等</u>人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。</p>

(電磁的方法による提出)

第四十条の三 (略)

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 (略)

改正案	現行
<p>（青色申告特別控除） 第二十五条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する個人が同項に規定する場合に該当する場合において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるときは、同項第一号中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び前項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（青色申告特別控除） 第二十五条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する個人が同項に規定する場合に該当する場合において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるときは、同項第一号中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び前項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。</p> <p>5・6（略）</p>

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四 (略)

2～8 (略)

9 第六項各号の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項(番号既告知者から提出を受けた申請書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項、次項及び第十二項において「申請事項」という。)を、特定電子情報処理組織を使用する方法(財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。)により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長(次項において「所轄税務署長」という。)に提供しなければならぬ。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

10～41 (略)

(支払調書等の提出の特例)

第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により提出するこれらの

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四 (略)

2～8 (略)

9 第六項各号の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項(番号既告知者から提出を受けた申請書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項、次項及び第十二項において「申請事項」という。)を、特定電子情報処理組織を使用する方法(財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。)により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長(次項において「所轄税務署長」という。)に提供しなければならぬ。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

10～41 (略)

(支払調書等の提出の特例)

第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により提出するこれらの

規定に規定する調査及び報告書（以下この条において「調査等」という。）のうち、当該調査等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった当該調査等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調査等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調査等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

- 一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二（略）
254（略）

（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）

第六十六条の四の四 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る国別報告事項（特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他の財務省令で定める事項をいう。以下この条において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定める

規定に規定する調査及び報告書（以下この条において「調査等」という。）のうち、当該調査等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった当該調査等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調査等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調査等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

- 一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二（略）
254（略）

（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）

第六十六条の四の四 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る国別報告事項（特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他の財務省令で定める事項をいう。以下この条において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定める

ところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2～10 （略）

（電子申請等証明書の交付）

第九十七条 税務署長等（税務署長、国税局長、国税庁長官その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）は、国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して税務署長等に対する申請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。）が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

ところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2～10 （略）

（電子申請等証明書の交付）

第九十七条 税務署長等（税務署長、国税局長、国税庁長官その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して税務署長等に対する申請等（同法第二条第六号に規定する申請等をいう。）が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

改正案	現行
<p>（入札及び開札）</p> <p>第百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならぬ。この場合において、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えるものとする。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p>（入札及び開札）</p> <p>第百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならぬ。この場合において、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えることができる。</u></p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織の使用） （削除）</p> <p>第二十四条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二条において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第二十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができない。</p> <p>2 消費者庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二条において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>（削除）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。</p> <p>（受付）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律</p>	<p>（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p> <p>（受付）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情</p>

第二百五十一号) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）（附則第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例）</p> <p>第五十三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項第一号、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申請又は届出（国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申請等」という。）を同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申請等は、それぞれ第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。</p>	<p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例）</p> <p>第五十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により、国土交通大臣が第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申請又は届出（国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申請等」という。）を同法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申請等は、それぞれ第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。</p>

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申告） 第七十五条の三（略） 2～5（略） （削除）</p> <p>6 連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告書（当該確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項の規定は、適用しない。</p> <p>（電子情報処理組織による申告） 第八十一条の二十四の二 特定法人である連結親法人は、第八十一条の十 2～5（略） （削除）</p>	<p>（電子情報処理組織による申告） 第七十五条の三（略） 2～5（略）</p> <p>6 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。</p> <p>7 連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告書（当該確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。</p> <p>（電子情報処理組織による申告） 第八十一条の二十四の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 第一項の連結親法人の同項の申告については、行政手続等における情</p>

第八十一条の二十五 (略)

2 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第二項（電子情報処理組織による申告）、地方税法第十九条の二第二項（電子情報処理組織による申告）又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により第八十一条の二十四の二第二項の申告又は地方税法第十九条の二第二項の申告を行った場合において、財務省令で定めるところにより、これらの申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び前項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項を第八十一条の二十四の二第二項、同法第十九条の二第二項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該連結事業年度の個別帰属額等を記載した書類に当該事項を記載した同項に規定する財務省令で定める書類を添付して、これを同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

3 (略)

4 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第二項、地方税法第十九条の二第二項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により修正申告を行った場合において、財務省令で定

報通信の技術の利用に関する法律第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

第八十一条の二十五 (略)

2 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第二項（電子情報処理組織による申告）、地方税法第十九条の二第二項（電子情報処理組織による申告）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により第八十一条の二十四の二第二項の申告又は地方税法第十九条の二第二項の申告を行った場合において、財務省令で定めるところにより、これらの申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び前項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項を第八十一条の二十四の二第二項、同法第十九条の二第二項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該連結事業年度の個別帰属額等を記載した書類に当該事項を記載した同項に規定する財務省令で定める書類を添付して、これを同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

3 (略)

4 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第二項、地方税法第十九条の二第二項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により修正申告を行った場合において、財務省令

めるところにより、当該修正申告により異動した連結子法人の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

で定めるところにより、当該修正申告により異動した連結子法人の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による登記等の申請等の納付の特例） 第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号） 第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（電子情報処理組織等を使用した登記の申請等） 第三十五条 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に</p>	<p>（電子情報処理組織による登記等の申請等の納付の特例） 第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等） 第三十五条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織</p>

より電子情報処理組織を使用して当該登記の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記の申請又は嘱託は、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2
5
(略)

による申請等)の規定又は不動産登記法第十八条(申請の方法)(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記等の申請又は嘱託は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第三号(定義)に規定する書面等により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2
5
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を除き、収入印紙をもつてなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録 、指定、放出量確認、承認、検査、交付、再交付若しくは書換え又は型 式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定める ところにより、現金をもつてすることができる。</u></p>

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織の使用） （削除）</p> <p>第六十六条の六 主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第六十六条の六 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の主務省令で定める方式による意思の表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができない。</p> <p>2 主務大臣の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）（附則第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子情報処理組織 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と税関その他の関係行政機関（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項（定義）に規定する港湾管理者を含む。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）</u>第三条第八号（定義）に規定する申請等をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）又は処分</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子情報処理組織 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と税関その他の関係行政機関（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項（定義）に規定する港湾管理者を含む。）の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）</u>第二条第六号（定義）に規定する申請等をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）又は</p>

通知等（情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等）をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）であつて政令で定めるものに関する業務

ハスト（略）

三（略）

（情報通信技術活用法の適用）

第三条 前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術活用法第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織とみなして、同条又は情報通信技術活用法第七条（電子情報処理組織による処分通知等）の規定を適用する。この場合において、情報通信技術活用法第六条第三項中「当該申請等を受ける行政機関等」とあるのは「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「当該申請等を受ける行政機関等」とする。

2 前項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税関その他の関係行政機関から発せられたものとみなす。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第四条 税関長は、前条第一項の規定により適用される情報通信技術活用

処分通知等（情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等）をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）であつて政令で定めるものに関する業務

ハスト（略）

三（略）

（情報通信技術利用法の適用）

第三条 前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）又は第四条第一項（電子情報処理組織による処分通知等）に規定する電子情報処理組織とみなして、情報通信技術利用法第三条又は第四条の規定を適用する。この場合において、情報通信技術利用法第三条第三項中「同項の行政機関等」とあるのは「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「同項の行政機関等」とする。

2 前項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同条第一項の行政機関等から発せられたものとみなす。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第四条 税関長は、前条第一項の規定により適用される情報通信技術利用

法第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）を行わせた場合において、預金の払出しとその払い出した金銭による関税等の納付をその預金口座のある金融機関（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子計算機が設置されている金融機関に限る。）に委託して行おうとする者（通関業者を含む。）から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実であることが政令で定める方法により確認されたときに限り、その依頼を受けることができる。

2・3 （略）

（通関士の審査）

第五条 通関業者は、第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十四条（通関士の審査等）に規定する通関書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。）を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通関士に審査させなければならない。

法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）を行わせた場合において、預金の払出しとその払い出した金銭による関税等の納付をその預金口座のある金融機関（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子計算機が設置されている金融機関に限る。）に委託して行おうとする者（通関業者を含む。）から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実であることが政令で定める方法により確認されたときに限り、その依頼を受けることができる。

2・3 （略）

（通関士の審査）

第五条 通関業者は、第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十四条（通関士の審査等）に規定する通関書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。）を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通関士に審査させなければならない。

○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）（附則第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、収入印紙をもつてしなければならない。</p>	<p>（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（電子情報処理組織による申告の特例） 第四十六条の二（略） 2～5（略） （削除）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（電子情報処理組織による申告の特例） 第四十六条の二（略） 2～5（略） 6 第一項の事業者の同項の申告については、行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条（ 電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。</p>

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）（附則第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第四十条・第四十一条</u>）</p> <p>第六章 罰則（<u>第四十二条—第四十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（財務諸表等の備置き及び閲覧等）</p> <p>第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び<u>第四十五条</u>において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第四十条—第四十二条</u>）</p> <p>第六章 罰則（<u>第四十三条—第四十六条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（財務諸表等の備置き及び閲覧等）</p> <p>第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び<u>第四十六条</u>において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>

(削除)

第六章 罰則

第四十二条・第四十三条 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十七条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三・四 (略)

第四十五条 (略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十二条 特許等関係法令の規定による手続等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二十条第十号に規定する手続等をいう。)については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。

第六章 罰則

第四十三条・第四十四条 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十七条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三・四 (略)

第四十六条 (略)

改正案	現行
<p>（電磁的記録又は電磁的方法による提出）</p> <p>第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であつた者に提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書（第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。）又は第三十五条の文書（第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項に</p>	<p>（電磁的記録又は電磁的方法による提出）</p> <p>第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書又は第三十五条の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。</p>

において同じ。)をもって行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、第十八条第一項、第二十条第二項若しくは第二十九条第一項第二号に規定する政党の会計責任者又は同項第一号若しくは第三十条第二項に規定する政党の会計責任者であった者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であった者に到達したものとみなす。

2 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、政党の会計責任者又は政党の会計責任者であった者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であった者に到達したものとみなす。

十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定を適用する場合には、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（抄）（附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）</p> <p>第九条の二 国税関係帳簿書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）</p> <p>第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。</p>

○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）（附則第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（手数料の納付） 第二十一条（略）</p> <p>2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（手数料の納付） 第二十一条（略）</p> <p>2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p>

○後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（抄）（附則第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(手数料) 第十一条 (略)</p> <p>2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(手数料) 第十一条 (略)</p> <p>2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、<u>法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</u></p>

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（附則第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付又は同法第十二条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書（以下この号において「除票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等又は除票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し（以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し</p>

の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の
除票の写しの引渡し

五
(略)

五
(略)

改正案	現行
<p>別表（第二十一条關係）</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存を除く。）であつて総務省令で定めるもの</p> <p>十三〇二十四（略）</p>	<p>別表（第二十一条關係）</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。）であつて総務省令で定めるもの</p> <p>十三〇二十四（略）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第百五十四条 削除</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外） 第百五十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第十号に規定する手続等をいう。）については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。</p>

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（抄）（附則第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）<u>第三条第二号ニ</u>から<u>チ</u>までに掲げるもの</u></p> <p>二〇八 (略)</p> <p>九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する<u>法律第三条第八号</u>に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>十 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）<u>第二条第二号ニ</u>から<u>チ</u>までに掲げるもの</u></p> <p>二〇八 (略)</p> <p>九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する<u>法律第二条第六号</u>に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>十 (略)</p>

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）（附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（戸籍法等の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書（以下この号において「除票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等又は除票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記録されている者に対するものに限る。）又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し（以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。）の交付</p>	<p>（戸籍法等の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し</p>

(当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し

五 (略)

2
2
9 (略)

五 (略)

2
2
9 (略)

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第二百十三条（略）</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 道路運送車両法第二百二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び同条第二項の手数料並びに同条第三項に規定する者の同項の手数料（独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。）のうち、同条第四項ただし書及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第五項の規定による手数料</p> <p>ハスト（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第二百十三条（略）</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 道路運送車両法第二百二条第四項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハスト（略）</p> <p>二（略）</p>

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投票人名簿） 第二十条（略） 2・3（略） （削除）</p> <p>4 （略）</p> <p>（在外投票人名簿） 第三十三条（略） 2・3（略） （削除）</p> <p>4 （略）</p> <p>（在外投票人名簿の登録の申請） 第三十六条（略）</p> <p>2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項</p>	<p>（投票人名簿） 第二十条（略） 2・3（略）</p> <p>4 投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条の規定は、適用しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（在外投票人名簿） 第三十三条（略） 2・3（略）</p> <p>4 在外投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（在外投票人名簿の登録の申請） 第三十六条（略）</p> <p>2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項</p>

又は第百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日（登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十五条の三第一項に規定する転出をいう。）をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日）までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3・4 (略)

又は第百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日（登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条に規定する転出をいう。）をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日）までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3・4 (略)

○カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）（抄）（附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（国の債権の管理等に関する法律の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（削除）</p> <p>5 前項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。</p> <p>6 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（国の債権の管理等に関する法律の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の規定による免除に係る国の債権の管理等に関する法律第四十条の二の規定の適用については、同条中「この法律又はこの法律」とあるのは、「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）又は同法」とする。</p> <p>6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。</p> <p>7 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、<u>住民基本台帳法第四章の四及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。</u></p>	<p>附則</p> <p>第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、<u>新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。</u></p>

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）（抄）（附則第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（旅券の交付に関する規定の準用等）</p> <p>第三条 震災特例旅券の交付については、旅券法第八条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五条」とあるのは、「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項において準用する旅券法第八条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（旅券の交付に関する規定の準用等）</p> <p>第三条 震災特例旅券の交付については、旅券法第八条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五条」とあるのは、「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項において準用する旅券法第八条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

2・3 （略）		附則 （他の法律の適用の特例） 第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。				改正案
		（略）	（略）	（略）	（略）	
2・3 （略）		附則 （他の法律の適用の特例） 第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。				現行
		（略）	（略）	（略）	（略）	

改正案	現行				
<p>附則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中九十七の項を九十八の項とし、九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="371 197 598 1093"> <tr> <td data-bbox="496 210 592 456">九十五 厚生労働大臣</td> <td data-bbox="384 472 592 1079">年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第二の二十六の項及び八十七の項中「又は特別障害給付金関係情報」を「特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、同表中百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加</p>	九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	<p>附則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中九十七の項を九十八の項とし、九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="371 1146 598 2042"> <tr> <td data-bbox="496 1160 592 1406">九十五 厚生労働大臣</td> <td data-bbox="384 1422 592 2036">年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項</p>	九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの				
九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの				

える。

<p>百十七 厚生労働大臣</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
-------------------	--	-------------	---

とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。

<p>百十七 厚生労働大臣</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
-------------------	--	-------------	---

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）
 （抄）（附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法の特例） 第十七条 地方公共団体情報システム機構（次条及び第三十二条において「機構」という。）は、<u>住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する</u>機構保存本人確認情報を、番号利用法附則第三条第四項において使用する番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置） 第十八条 この法律の施行前に<u>第十六条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の七第一項の規定に基づき都道府県知事又は指定情報処理機関（旧住民基本台帳法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）が指定した住民票コードは、<u>第十六条の規定による改正後の住民基本台帳法（この条において「新住民基本台帳法」という。）第三十条の二第一項の規定により機構が指定した住民票コードとみなす。</u></u></p>	<p>（番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法の特例） 第十七条 地方公共団体情報システム機構（次条及び第三十二条において「機構」という。）は、<u>前条の規定による改正後の住民基本台帳法（次条において「新住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報を、番号利用法附則第三条第四項において使用する番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置） 第十八条 この法律の施行前に<u>第十六条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の七第一項の規定に基づき都道府県知事又は指定情報処理機関（旧住民基本台帳法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）が指定した住民票コードは、<u>新住民基本台帳法第三十条の二第一項の規定により機構が指定した住民票コードとみなす。</u></u></p>

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。)から住民基本台帳法第三十條の九に規定する求めがあつた場合における同法の規定の適用については、同条中「機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「機構保存本人確認情報」と、同法第三十條の三十七第四項中「総務省」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」と、「住民票コードの提供」とあるのは「本人確認情報又は住民票コードの提供」と、同法第三十條の三十八第一項中「機構又は総務省」とあるのは「機構、別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」とする。

2 当分の間、住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関(第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。)から住民基本台帳法第三十條の十第一項第一号に規定する求めがあつた場合における同法の規定の適用については、同項中「第一号から第三号まで」とあるのは「第二号及び第三号」と、同法第三十條の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。)から前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。)第三十條の九に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「(以下「機構保存本人確認情報」という。)」のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「(以下「機構保存本人確認情報」という。)」と、第四号新住民基本台帳法第三十條の三十七第四項中「総務省」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」と、「住民票コードの提供」とあるのは「本人確認情報又は住民票コードの提供」と、第四号新住民基本台帳法第三十條の三十八第一項中「機構又は総務省」とあるのは「機構、別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」とする。

2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関(第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。)から第四号新住民基本台帳法第三十條の十第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号新住民基本台帳法第三十條の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他

定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、同法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

3 当分の間、前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

4 当分の間、住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から住民基本台帳

の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四

法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあった場合における同法の規定の適用については、同項中「第一号から第三号まで」とあるのは「第二号及び第三号」と、同法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、同法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

5
5
7 (略)

号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

5
5
7 (略)

改正案	現行
<p>（本人確認情報保護委員会の設置） 第二十五条（略）</p> <p>2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報及び同法第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る同法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（本人確認情報保護委員会の設置） 第二十五条（略）</p> <p>2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定による通知に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申告） 第十九条の二（略） 2～5（略） （削除）</p> <p>6 連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>（電子情報処理組織による申告） 第十九条の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条の規定は、適用しない。</u></p> <p>7 連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、<u>第一項及び前項の規定は、適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>（手続における情報通信の技術の利用等）</p> <p>第十条 国は、行政機関等（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第二号</u>の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 3 （略）</p>	<p>（手続における情報通信の技術の利用等）</p> <p>第十条 国は、行政機関等（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第二条第二号</u>の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 3 （略）</p>

○地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）（抄）（附則第七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 第十一条 削除</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正） 第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改める。</p>

改 正 案	現 行
<p>第四条 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>第七百四十七条の二</u>第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 第五十三条第四十六項の規定による同項の申告</p> <p>二 <u>第七十二条の三十二</u>第一項の規定による同項の申告</p> <p>三 <u>第七十二条の八十九の二</u>第一項の規定による同項の申告</p> <p><u>第七百四十七条の二</u>第一項に次の一号を加える。</p> <p>七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告</p> <p>（後略）</p>	<p>第四条 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>第七百四十七条の三</u>第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 第五十三条第四十六項の規定による同項の申告</p> <p>二 <u>第七十二条の三十二</u>第一項の規定による同項の申告</p> <p>三 <u>第七十二条の八十九の二</u>第一項の規定による同項の申告</p> <p><u>第七百四十七条の三</u>第一項に次の一号を加える。</p> <p>七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告</p> <p>（後略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>四 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条、第八条（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第十二条の改正規定に限る。</u>）、第九条、第十条、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>四 （略）</p>

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会、」の下に「カジノ管理委員会、」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会、」の下に「カジノ管理委員会、」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

別表に次のように加える。

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)

第七十四条第八項

第四条

○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）（附則第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	附則 第六十八条 削除
現行	附則 （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正） 第六十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 別表漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項を削る。

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p> <p>別表第四の一の九の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p>	<p>附則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p> <p>別表第四の一の八の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p>

改正案	現行
<p>第二条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条第一項中「<u>を</u>を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「又は第十号から第十二号まで」を「第十号又は第十一号」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第七項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「<u>第一項</u>」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>」を「<u>第一項第八号の請求をする者又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>」に、「又は第三項の」を「（第八号を除く。）」、第二項若しくは第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「<u>第十三号</u>」を「<u>第十二号</u>」に、「及び第二項」を「<u>の手数料、第二項に規定する者の同項及び第三項</u>」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「<u>前項第十号に掲げる</u>」を「<u>前項に規定する</u>」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p>	<p>第二条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条第一項中「<u>を</u>を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「又は第十号から第十二号まで」を「第十号又は第十一号」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第七項中「<u>及び第三項</u>」を「<u>から第四項まで</u>」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「<u>第一項</u>」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>」を「<u>第一項第八号の請求をする者又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>」に、「又は第三項の」を「（第八号を除く。）」、第二項若しくは第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「<u>第十三号まで</u>」を「<u>第十二号まで</u>」に、「及び第二項」を「<u>の手数料、第二項に規定する者の同項及び第三項</u>」に改め、同項ただし書中「<u>第十三号まで</u>」を「<u>第十二号まで、第二項</u>」に、「<u>前項の</u>」を「<u>前項の規定による</u>」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「<u>前項第十号に掲げる</u>」を「<u>前項に規定する</u>」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p>

2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

（略）

第三条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

（略）

第二条第四項中「自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する」を「次の各号に掲げる」に、「第七十五条の五第一項の」及び「当該」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者 第七十五条の五第一項の審査

二 第九十九条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査

第二条第五項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に改める。

（略）

附則

2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

（略）

第三条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

（略）

第二条第四項中「自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する」を「次の各号に掲げる」に、「第七十五条の五第一項の」及び「当該」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者 第七十五条の五第一項の審査

二 第九十九条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査

第二条第五項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項ただし書中「前項」を「前項各号」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に改める。

（略）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第三条並びに附則第十四条、第二十条及び第二十一条の規定
公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五・六 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十一条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号口中「第十三号」を「第十二号」に、「及び同条第二項」を「の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第二十一条の二 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号口中「同条第四項に規定する」を「同条第四項各号に掲げる」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第三条並びに附則第十四条及び第二十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五・六 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十一条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号口中「第二百二条第四項ただし書」を「第二百二条第五項ただし書」に改める。

(新設)